

平成20年岳南排水路管理組合議会定例会(10月)会議録

平成20年10月20日(月)

1 出席議員(10名)

1番	鈴木	敏和	議員
2番	小山	忠之	議員
3番	西村	綾子	議員
4番	小室	直義	議員
5番	太田	美満	議員
6番	佐野	清明	議員
7番	太田	康彦	議員
8番	諸星	孝子	議員
9番	稲葉	寿利	議員
10番	遠藤	盛正	議員

2 説明のため出席した者(8名)

管 理 者	鈴木	尚	君
副 管 理 者	鈴木	利幸	君
富士市上下水道部長	曾根田	照雄	君
富士市商工農林部長	杉山	莊一	君
富士宮市水道部長	遠藤	牧男	君
局 長	丸山	友則	君
参事兼総務課長	小川	佳英	君
施設課長	鈴木	廣實	君

3 出席した事務局職員(6名)

参事補兼庶務係長	小山	芳博	君
参事補兼管理係長	桑原	徳治	君
参事補兼業務係長	山田	正廣	君
工 務 係 長	近藤	敦	君
庶務係上席主事	根上	忠記	君
庶務係主事補	明石	奉徳	君

4 議 事 日 程 (第1号)

日程第1 議長選挙について

5 議 事 日 程 (第1号-2)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長選挙について

日程第5 認第1号 平成19年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出
決算認定について

日程第6 議第3号 平成20年度岳南排水路管理組合会計補正予算に
ついて(補正第1号)

日程第7 議第4号 岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する
条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

日程第8 議第5号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて
(公共下水道接続に係る取付管)

日程第9 議第6号 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を
求めることについて

午前10時 開 会

局長（丸山友則君） 定刻となりましたので、ご起立をお願い致します。礼。ご着席下さい。

会議に先立ちましてお願い申し上げます。本日、議会開催中に、管理組合の広報紙用の写真を撮らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本定例会は、当組合議会議員の改選後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、鈴木敏和議員が年長議員でありますので、ご紹介いたします。議長席へお願いいたします。

（臨時議長、議長席に着席）

臨時議長（鈴木敏和議員） おはようございます。地方自治法第107条の規定により、年長のゆえをもって、しばし臨時議長をさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。よろしくお願いいたします。

1番 鈴木敏和	2番 小山忠之	3番 西村綾子
4番 小室直義	5番 太田美満	6番 佐野清明
7番 太田康彦	8番 諸星孝子	9番 稲葉寿利
10番 遠藤盛正		

日程第1 議長選挙について

臨時議長（鈴木敏和議員） 日程第1 岳南排水路管理組合議会議長選挙を行います。お諮りいたします。

議長選挙の方法についてご意見を求めます。ご発言をお願いいたします。

8番 諸星孝子議員。

8番（諸星孝子議員） 当組合議会議長は、今まで富士市選出議員の皆様のうちから選出されております。今回も同様に、議長は富士市選出議員のうちから選出願いたく思いますの

で、富士市議員さんのご相談によりまして指名推選によりお取り計らいいただきますよう、よろしくお願いいいたします。

臨時議長（鈴木敏和議員） ただいま 8 番議員から、議長については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法は指名推選で行われたいのご意見がありました、さよう決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、議長につきましては富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出の議員の方々にご相談をお願いしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

なお、富士市選出の議員は、議長控え室の方へ集合していただきたいと思、以上です。

午前 10 時 3 分 休 憩

午前 10 時 7 分 再 開

臨時議長（鈴木敏和議員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

では、どなたかご相談の結果をご報告いただきたいと思、

7 番 太田康彦議員。

7 番（太田康彦議員） ただいま相談いたしました結果、議長には稲葉寿利議員を推薦いたします。

臨時議長（鈴木敏和議員） お聞きのとおり、議長に 9 番稲葉寿利議員をとのご推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました稲葉寿利議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって稲葉寿利議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました稲葉寿利議員が議場におられますので、本席から会議規則第 18 条第 2 項の規定による告知をいたします。

稲葉寿利議員、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

9 番 稲葉寿利議員。

9 番（稲葉寿利議員） ただいま議長選挙におきまして当選させていただきました、あり

がとうございます。

岳南排水路管理組合というのは、富士山の伏流水を使って、富士宮、富士の企業にとっては大変重要な組合であると認識をしております。また、この富士、富士宮の我々が真剣に討議をする中で、ますますこの組合の発展を願うのも1つであると感じています。ぜひ皆様方のご協力を得ながら、この組合議会がスムーズに運ぶように努力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

臨時議長(鈴木敏和議員) それでは議長、議長席へお着き願います。

(臨時議長、新議長と議長席交代)

議長(稲葉寿利議員) それでは引き続き、お手元に配付いたしてあります議事日程に従い、会議を続けます。

日程第1 議席の指定

議長(稲葉寿利議員) 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。

議席については、ただいまご着席願っております議席とし、その番号及び議員氏名を局長から報告いたさせます。

局長。

局長(丸山友則君) それでは、議席の番号及び議員氏名を報告いたします。

1番 鈴木敏和議員	2番 小山忠之議員
3番 西村綾子議員	4番 小室直義議員
5番 太田美満議員	6番 佐野清明議員
7番 太田康彦議員	8番 諸星孝子議員
9番 稲葉寿利議員	10番 遠藤盛正議員

以上でございます。

議長(稲葉寿利議員) 報告を終わります。

ただいま報告いたしましたとおり議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長(稲葉寿利議員) 日程第2 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

2番 小山忠之議員

3番 西村綾子議員

以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（稲葉寿利議員） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。
本定例会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 副議長選挙について

議長（稲葉寿利議員） 日程第4 岳南排水路管理組合議会副議長選挙を行います。
副議長選挙の方法についてご意見を求めます。

8番 諸星孝子議員。

8番（諸星孝子議員） 副議長につきましても、議長と同様に、富士市選出議員から今までも選出されておりますので、今回もそのようにお願いをしたいと思います。

なお、選挙の方法につきましても、指名推選によりお願いしたいと思います。

議長（稲葉寿利議員） ただいまお聞きのとおり、副議長については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法は指名推選で行われたいとのご意見がありましたが、さよう決してお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって副議長選挙については、富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法については、指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出の議員の皆さん、ご相談を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時16分 再開

議長（稲葉寿利議員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

では、どなたかご相談の結果のご報告をお願いいたします。

7番 太田康彦議員。

7番（太田康彦議員） ただいま協議いたしました結果、小山忠之議員を副議長として推薦いたしたいと思えます。

議長（稲葉寿利議員） お聞きのとおり、副議長に2番小山忠之議員をとのご推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました2番小山忠之議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま推薦されました小山忠之議員が、副議長に当選されました。

ただいま、当選されました小山忠之議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

小山忠之議員、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

2番 小山忠之議員。

2番（小山忠之議員） 過年度に引き続きまして副議長にご推挙いただきまして、大変ありがとうございます。

新議長ともども、特に今年度は新庁舎が建設されて完成する年度でありまして、節目の年になると思いますので、誤りなきように対処してまいりたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議長（稲葉寿利議員） 副議長就任の挨拶を終わります。

それでは、ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

管理者。

管理者（鈴木 尚君） おはようございます。お許しをいただきましたので、本定例会に上程いたします議案の審議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、本組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私共に大変ご多忙な中、ご参集賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、本組合議会議員の任期が、去る9月30日に満了となったことに伴い、富士、富士宮両市に組合議員の選挙をお願いいたしましたところ、本組合議会の前任議員の方、あるいは、当岳南排水路について特にご造詣の深い方が選出されましたことは、誠に御同慶に堪えない次第でございます。

また、先ほどの正副議長選挙におきまして、議長に稲葉寿利議員、副議長に小山忠之議員が当選され、誠にありがとうございます。

今後とも岳南排水路の管理運営につきまして、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げ、審議を賜ります議案の概要につきましてご説明申し上げますが、詳細な説明につきましては、後刻、事務局からいたさせますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

最初に、認第1号平成19年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてであります。本年度の年間総排水量は、前年度に比較いたしまして1.2%の減少により、使用料収入は1.1%減少しております。これは、休止工場の増加、稼働工場の総体的な排水量の減少、許可排水量の減量等によるものでございます。岳南地区の製紙業界は、価格修正を行ってはいるものの、これを上まわる石油、パルプ、故紙などの燃料、原材料の高騰に苦しみられ、依然として厳しい状況が続いているのが実情でございます。

それでは、決算状況でございますが、歳入決算総額は、7億7,790万1,000余円となり使用料が減少したものの、財産運用収入や基金繰入金などの増により前年度に比較をして5.0%の増加となっております。

また、歳出決算総額は、6億6,898万7,000余円で前年度に比較いたしまして0.8%の減となっております。これは、庁舎建設費が増加したものの施設維持改良費、積立金などが減少したことによるものでございます。

年々、使用工場も減少し、財政状況も厳しくなっておりますが、限られた予算の中で事業計画に基づく施設の安全、強化のための事業も予定どおり執行することが出来ました。今後とも、当地域の健全な工業振興と環境保全のため、施設の維持管理になお一層の努力をして参る所存でございます。

次に、議第3号平成20年度岳南排水路管理組合会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,891万4,000円を追加し、9億3,891万4,000円とするものでございます。これは、歳入におきまして平成19年度の決算確定に伴い、前年度繰越金の追加、また、歳出におきましては、前年度の庁舎建設費の不用額分を一時、基金に積み立てると共に調整予算として予備費を補正するものでございます。

議第4号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、育児を行う職員が職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための勤務制度を設けるなどそれぞれ所要の措置を講ずるものでございます。

議第5号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについては、庁舎建設に伴い、公共下水道に接続するため建設した取り付け管を富士市へ無償譲渡するため、議決を得ようとするものであります。

次に議第6号でございますが、この案件は、人事案件でございますので、後刻、上程されました際、改めてご説明いたしますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上、上程案件につきまして極めて主要点のみ申し上げましたが、よろしくご審議のうえ適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（稲葉寿利議員） 発言を終わります。

引き続きまして、副管理者から、本会議に説明のため出席しております職員の紹介がありますので、発言を許します。

副管理者。

副管理者（鈴木利幸君） それでは、お手元に配付いたしてございますが、私から本定例会に説明員といたしまして出席をしております職員の紹介を申し上げます。

まず、事務局から紹介をさせていただきます。

最初に、局長の丸山友則でございます。

局長（丸山友則君） 丸山です。よろしくお願いいたします。

副管理者（鈴木利幸君） 続きまして、参事兼総務課長の小川佳英でございます。

参事兼総務課長（小川佳英君） 小川でございます。よろしくお願いいたします。

副管理者（鈴木利幸君） 続きまして、施設課長の鈴木廣實でございます。

施設課長（鈴木廣實君） 鈴木です。よろしくお願いいたします。

副管理者（鈴木利幸君） それから、当管理組合の構成市の関係部長といたしまして、富士市から、上下水道部長の曾根田照雄でございます。

富士市上下水道部長（曾根田照雄君） 曾根田です。よろしくお願いいたします。

副管理者（鈴木利幸君） 同じく商工農林部長の杉山莊一でございます。

富士市商工農林部長（杉山莊一君） 杉山でございます。よろしくお願いいたします。

副管理者（鈴木利幸君） それから、富士宮市から、水道部長の遠藤牧男でございます。

富士宮市水道部長（遠藤牧男君） 遠藤です。よろしくお願いいたします。

副管理者（鈴木利幸君） 私、副管理者の鈴木利幸でございます。

以上で紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（稲葉寿利議員） 発言を終わります。

日程第5 認第1号平成19年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定について

議長（稲葉寿利議員） 日程第5 認第1号平成19年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算内容について当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） ただいま、上程されました認第1号平成19年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。平成19年度の歳入歳出決算は、歳入7億7,790万1,822円、歳出6億6,898万7,038円、歳入歳出差引残額1億891万4,784円でございます。

先ほど、管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。なお、詳細につきましては、事業報告書を併せてご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算の事項別明細書に基づき歳入からご説明申し上げますので、決算書の6、7ページをお願いいたします。

なお、薄緑色の事業報告書の9ページ以降に、2 歳入予算の事項別執行状況についてで、報告させていただいておりますので、併せてお目通し願いたいと思います。

1款使用料及び手数料でございますが、予算現額は6億5,861万6,000円でございます。調定額は6億6,855万830円、収入済額は6億6,042万3,255円で、予算現額に対する収入率は100.3%、調定額に対する収入率は98.8%でございます。なお、歳入総額に占める割合は84.9%でございます。本年度は不納欠損額として163万5,372円、また、収入未済額として、649万2,203円を生じ、全調定額に対し1.0%となっております。

1項1目1節の使用料でございますが、調定額、収入済額ともに、6億5,971万2,803円で、収入未済額は、ありませんでした。

この、使用料の調定額算定基礎といたしました許可排水量及び実績排水量につきましては、事業報告書の15、16ページの別表-3、岳南排水路路線別排水量及び使用料認定実績表に、路線別、月別毎の実績排水量とともに、使用料認定実績及び収入済額を表にしておりますのでお願いいたします。

許可排水量は、基本料金を算定するもので、表の右上太枠内に記載してありますように149万1,889立方メートルとなっております。昨年度に比較し、1万6,201立方メートルの減となっておりますが、これは、廃止工場は、ありませんでしたが、当年度中に信栄製紙が697立方メートル増量したものの、大二製紙、王子特殊紙東海工場第1製造所、

大進加工紙の3工場が1万6,898立方メートルを減量したことによるものでございます。

また、実績排水量は、従量料金の算定基礎となるもので、年間の累積排水量は、表の、右、中ほどの、太枠のAに記載してありますように3億6,817万7,766立方メートルでございました。昨年度に比較し、442万3,897立方メートル、1.2%の減となっております。

それでは、決算書の6、7ページにお戻り願います。2節滞納繰越分として、調定額853万1,217円のうち収入済額は40万3,642円、不納欠損額が163万5,372円、収入未済額が649万2,203円となっております。

この不納欠損額、収入未済額につきましては、事業報告書の11ページに、表をあげてございますが薄青色の平成19年度決算参考資料に詳細がございますので、参考資料の2ページをお願いいたします。2 不納欠損額調書でございますが、井出製紙(株)1工場でございます。この工場は、平成17年4月に破産手続がされ、平成19年6月に破産終結決定がされました。滞納額203万9,014円のうち、最後配当額として40万3,642円を収入したことにより、差引額163万5,372円を不納欠損としたものでございます。

参考資料の3ページをお願いいたします。3 収入未済額調書でございますが、過年度からの滞納繰越分の小計、649万2,203円は、2工場によるもので、いずれも会社整理中でございます。なお、平成19年度分は、ございませんでした。詳細は、利久製紙が562万5,042円、嘉栄製紙が86万7,161円となっております。

それでは、決算書の6、7ページにお戻り願います。2款財産収入でございますが、当初予算額に114万1,000円を追加補正し、予算現額は2,717万9,000円で調定額、収入済額はともに2,717万5,599円でございます。この財産収入につきましては、事業報告書の12ページに詳細がございますが、これは、岳南排水路基金、職員退職手当基金及び庁舎建設基金に係る、利子収入で、国債、地方債等の債券及び大口定期の運用収入でございます。

3款繰入金1項基金繰入金でございますが、これは、庁舎建設に関連する委託、工事の必要経費を庁舎建設基金から繰り入れたもので、予算現額は、2,391万9,000円で調定額、収入済額はともに2,391万9,000円でございます。

4款繰越金は、1項1目前年度繰越金で当初予算額に3,626万9,000円を追加補正し、予算現額は6,626万9,000円で、調定額、収入済額ともに6,626万9,874円であります。

次の、8、9ページをお願いいたします。5款諸収入は、予算現額2万7,000円に対

し、調定額、収入済額ともに11万4,094円であります。

1項1目預金利子は、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額はともに、ありませんでした。

2項雑入でございますが、予算現額2万6,000円に対し、調定額、収入済額は、ともに11万4,094円でございます。これは主として、共済事業の事務手数料等でございます。

以上、歳入の合計は、当初予算額7億3,860万円に3,741万円を追加補正いたしまして、予算現額が7億7,601万円、調定額は7億8,602万9,397円、収入済額は7億7,790万1,822円でございます。

次に、10、11ページをお願いいたします。引き続き、歳出の説明に入らせていただきます。

なお、各目につきましては、備考欄によって説明させていただきますが、事業報告書の17ページ以降に3歳出予算の事項別執行状況についてで報告をさせていただきますので、併せてお目通しをお願いいたします。

1款議会費でございますが、予算現額84万9,000円に対し、支出済額は45万7,870円で執行率は53.9%、39万1,130円が不用額となりました。

支出済額は、備考欄の1報酬費29万9,000円及び2事務局運営経費15万8,870円でございます。これは、臨時会1回、定例会2回の議会開催に係る所要経費であります。

2款総務費は、当初予算額に対し、267万4,000円を追加補正し、予算現額は、5億8,390万円となりました。支出済額は、5億1,035万3,569円で、執行率は、87.4%、7,354万6,431円が不用額となりました。

2款1項1目一般管理費は、組合運営に係る所要経費でございますが、当初予算額に、267万4,000円を追加補正し、予算現額1億5,980万8,000円、これに対して支出済額は、1億5,511万54円で、執行率は97.1%、469万7,946円が不用額となりました。

主なものでございますが、備考欄の1の給与費のうち、(4)一般職14人に係る人件費は、給料、職員手当、共済費を合わせまして1億2,174万7,329円で、歳出総額の18.2%を占めております。

2の人事管理費でございますが、臨時職員賃金、職員研修、職員厚生及び職員互助会助成費等の経費でございます。618万6,920円。

3の事務管理費は、516万3,407円で、通常の事務運営に要する経費でございます。

4の財産管理費は、786万1,198円で、庁舎、車両及び用地管理に係る所要経費であります。

5の公租公課費1,374万6,200円は、消費税でございます。

次の、12、13ページをお願いいたします。2款2項1目排水管理費でございますが、予算現額774万6,000円に対し、支出済額は676万8,551円で、執行率87.4%、97万7,449円が不用額となりました。

備考欄を見ていただきますと、1 水質管理費676万8,551円のうち(1)水質調査費として153万2,879円。これは、管路施設保全のための水質調査で、各路線に設置してあります、水質監視所及び吐口の調査に係る経費でございます。

(2)の硫化水素調査費523万5,672円は、管路施設保全のための硫化水素の調査で、管路及び各使用工場における調査経費でございます。

次に2款2項2目下水道管理費でございますが、予算現額3,382万6,000円に対し、支出済額は3,272万3,476円で、執行率は96.7%、不用額は、110万2,524円となりました。

この執行内容でございますが、備考欄の1 排水量管理費157万9,011円は、使用料金の内、従量料金の算定根拠となる各使用工場における実績排水量の調査に係る所要経費でございます。

2 下水道維持費3,114万4,465円は、管路施設の維持に要する費用で、(1)維持補修費につきましては、環境整備工事、人孔整備工事及び足掛金物取替工事等24件に1,982万9,250円、(2)保守点検費につきましては、工場排水流入禁止期間中における管内点検作業委託等8件に1,038万7,650円を執行いたしております。

(3)下水道管理事務費でございますが92万7,565円は、管理事務に係る所要経費でございます。

次に、2款2項3目ポンプ場管理費でございますが、予算現額3,179万1,000円に対し、支出済額は、3,025万7,168円で、執行率は、95.2%となり、153万3,832円が不用額となっております。

備考欄の(1)維持補修費57万4,350円はポンプ場における安定器盤、ゲートの雌ネジ摩耗検出装置等、設備機器の修繕費用でございます。

(2)保守点検費は、ポンプ場運転管理業務委託等5件に、2,407万8,600円を執行いたしました。

(3)ポンプ場管理事務費560万4,218円は、主として電気料及び工業用水使用料などポンプ運転に係る経常的な経費でございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。2款3項1目施設改良費は、予算現額、3億2,681万円に対し支出済額は、2億6,749万5,687円で、執行率は81.9%、5,931万4,313円が不用額であります。この科目は、施設の維持保全対策のため、改良事業に要する経費でございますが、歳出総額に対しまして、40%を占めております。

備考欄に記載してございますが、1 管渠施設費として、2億5,477万4,440円を支出してございます。

事業別に申しますと、(1)保全対策事業費は、施設の保全対策のために行う事業で、主に管渠の更生工事等、12件に2億941万9,350円を執行いたしました。

(2)流下能力対策事業費は、管路の流下機能を改善するための事業で、主に岳南1号第4排水路管渠改良事業委託等、3件に、4,481万6,600円を執行いたしました。

(3)管渠施設事務費でございますが、管渠の施設改良における所要経費で、53万8,490円を執行いたしました。

2 ポンプ場施設費としては、1,272万1,247円を支出してございます。

事業別に申しますと、(1)保全対策事業費は、ポンプ場施設の保全対策のために行う事業で、主に直流電源装置更新工事等、4件に1,263万6,750円を執行いたしました。

(2)ポンプ場施設事務費でございますが、ポンプ場の施設改良における所要経費で、8万4,497円を執行いたしました。

次の、2款4項1目庁舎建設費は、予算現額、2,391万9,000円に対し支出済額は、1,799万8,633円で、執行率は75.2%、592万367円が不用額であります。

備考欄の(1)庁舎建設事業費は、庁舎改築に伴い、事前に必要な事業を実施したもので、主に公共下水道接続工事等、7件に1,696万8,097円を執行いたしました。

(2)庁舎建設事務費でございますが、庁舎改築における所要経費で、103万536円を執行いたしました。

次に、3款公債費の1項1目利子でございますが、年度中の資金計画が順調に推移したことにより、一時借入れが無く未執行となりました。

4款諸支出金でございますが、当初予算額に3,114万1,000円を追加補正いたしまして、予算現額1億5,817万6,000円とし、支出済額は、1億5,817万5,599円で、執行率は100%でございます。

このうち1項1目岳南排水路基金の積立金は、当初予算額に積み増し分の3,000万円と運用益金の増額分4万5,000円をあわせた、3,004万5,000円を追加補正し、予算現額9,553万8,000円に対し、支出済額は、9,553万7,833円となっております。これは、自然災害や緊急を要する大規模工事等に対処するための積立金であります。

次の1項2目退職手当基金積立金は、当初予算額に、運用益金の増額分42万5,000円を追加補正した、予算現額2,567万2,000円に対し、支出済額は、2,567万1,994円となっております。

次に、16、17ページをお願いいたします。次の1項3目庁舎建設基金積立金は、15年度から積み立てを開始し最終年度の5年目となりますが、当初予算額に、運用益金の増額分67万1,000円を追加補正した、予算現額3,696万6,000円に対し、支出済額は、3,696万5,772円でございます。

なお、基金の年度末現在高でございますが、事業報告書の33、34ページの別表-5基金運用状況をお願い致します。岳南排水路基金は、決算年度末現在高30億8,349万37円で、このうち、国債、政府保証債及び地方債等の購入金額は、33ページ下から2行目の右端に記載してございますが27億9,076万1,014円となっております。

職員退職手当基金は、決算年度末現在高1億2,438万4,700円であります。

また、庁舎建設基金は、同様に1億5,491万3,620円でございます。

次に、決算書の16、17ページにお戻り願ひまして、5款の予備費でございますが、当初予算額に対し、359万5,000円を追加補正し、予算現額は、3,307万5,000円で、全額が、不用額となりました。

以上、歳出の合計は、当初予算額7億3,860万円に、3,741万円を追加補正し、予算現額は7億7,601万円といたしまして、支出済額は6億6,898万7,038円で、不用額は1億702万2,962円となりました。

次の18ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、1歳入総額は7億7,790万1,000円、2歳出総額は6億6,898万7,000円、3歳入歳出差引額は1億891万4,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ございませんので、5実質収支額は1億891万4,000円でございます。

19ページ以降に添付してございます財産に関する調書につきましては、お目通しをお願いいたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、認第1号平成19年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算書について、説明をさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

ここで監査の結果について、佐野監査委員の報告を求めます。

佐野監査委員。

監査委員（佐野清明議員） ご指名がありましたので、平成19年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査結果について、ご報告いたします。

審査につきましては、井出代表監査委員が病氣療養中のため、変則ではございますが、私1人で、平成20年8月5日富士市西部浄化センター会議室におきまして実施をいたしました。

審査に当たりましては、会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、基金運用状況及び会計書類が地方自治法等の諸規定に準拠して作成されているか確認するとともに、決算数値の照合を行い、併せて関係職員から説明を聴取して審査を行いました。

その結果、決算書及び附属関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、また、予算の執行、財産の管理、基金の運用状況等につきましても適正であり、事務事業の執行も所期の目的に沿ったものと認められました。これらの審査結果につきましては、お手元に配付いたしてあります「平成19年度岳南排水路管理組合会計決算審査意見書」にお示ししてありますので、ご参照くださるようお願いいたします。

決算数値の詳細につきましては、管理者及び事務局より詳細な報告がございましたので省かせていただきます。その中で当年度に予定された事業は全て計画どおり執行されており、当年度の決算も、収支の均衡は保たれておりますが、休止工場の増加、許可排水量の減量、また、排水のリサイクル、リユースによる節水により使用料金収入の基礎となる許可排水量及び実績排水量は減少し、使用料収入の減少となっております。

今後、使用料収入の増加は期待できない状況にありますが、事業執行に当たっては、限られた財源の中で収支のバランスを保ち、引き続き効率的、効果的、経済的な執行と同時に、工事請負費、委託料などの更なる情報公開に努めていただきたいと思います。また、地震などの災害に強い施設づくりを推進し、岳南地域の産業基盤施設として適正な維持管理に更なる努力を要望いたします。

最後ですけれども、職員個々の能力を最大限発揮できるよう環境整備を充実することも併せて望むものであります。

以上で監査結果の報告を終わります。

議長（稲葉寿利議員） 監査委員の報告を終わります。

これから認第1号についての質疑を許します。

1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） 2、3伺いたいんですけども、最初、2款総務費のうち、総計で7,300万円余の不用額が出ていますね。それは工事か何かの差金为主なんですか。予算を組むときにオーバーに組んでいなかったかという問題があるんじゃないかと思うんで

すけれども、その辺のことについて1点伺いたいと思います。

それから、今監査委員からも報告がありましたように、岳南排水路の統計を見るとみんな右肩下がりできている状況で、今休止工場が9つ、1号で5、2号で4というような状況で、この中で再開をする工場は考えられるのかどうか、もうこのまま廃止だよという状況にあるのかどうか伺いたいと思います。

それから、本来なら基本料なり従量別で入ってくる収入がそれだけ減ってしまっていることだから、収入にも相当な影響を与えるということ、あるいは今後、世界の経済の状況からいくと、富士市あるいは富士宮市における紙・パルプ産業への影響によって工場閉鎖、休止が起こり得るのではないだろうかと思うんですけれども、19年度から見てどういう傾向がうかがわれるか、事務局の方として説明をしていただきたいなと思います。

それから、基金へ3,000万円余積み立てたことは非常にいいんですけれども、20年度へと7,000万円余繰り越して予備費に積み立てているんですけれども、今のような経営環境を考えると、東海地震とか、あるいは管路の劣化に伴って工事をやらなきゃならないという意味からいうと、もう少し基金へと積み上げていくことは可能じゃないかと思ったんですが、その辺の見解についてちょっと伺いたいと思います。

議長（稲葉寿利議員） 局長。

局長（丸山友則君） では1点目の不用額の件につきましてですけれども、これは施設改良費の方に約6,000万円ほど不用額が出ております。これにつきましては、富士鷹岡線のところに埋設いたしました1号第4排水路改良事業、これは富士市の方に委託した事業なんですけれども、そこのおきまして、当初設計した段階では、協議の段階で、交通が非常に多いところなものですから、夜間施工ですべてやりなさいということでした。ところが、実施の段階になりまして細かいことを打ち合わせした結果、一部夜間施工が昼間施工できることになったものですから、当初の夜間施工の場合は、穴を掘ったところに覆工板という鉄製のものを敷設して、昼間は車を通して、夜またそれを外して施工する方法でしたけれども、昼間できることによって、昼間やったところは埋め戻していくような形をとりましたので、そこで工事費が設計の方で約2,000万円ほど浮くような形になっています。

あと設計差金により浮いたところといいますのは、労務費の方が前年度よりも約2%ぐらい全般的に下がっていたということも1つの要因になっております。

あと庁舎建設費の方でも約600万円ほどの不用額が出ていますが、これは落札率が72.1%と低かったことが一番であります。これらにつきましても予算の作成時よりも労務費が下がっておるものですから、設計の金額が予算時よりも少なくなっていることもございました。

そして2番目の休止工場再開の見通しでございますけれども、私どもの方では、休止工場を休止のまま持っていることは、会社は体力的にまだ少しは余裕があるんじゃないかなと思います。もうないところは廃止をする形をとってきておりますので。そして、このような情勢の中、今休止工場が再開する見通しは、今のところ少ないのではというのが私の認識でございます。

そしてあと3番目の収入減少に対して私どもの方はどう見ているかなんですけれども、国内の紙・パルプ業界、これまで市況の調整役を担ってきた大手メーカーが2005年以降から協調路線からフル生産体制に方針転換してきているわけで、2008年には、今まで大手なんかでも設備投資をしてまいりましたが、その最新生産設備が稼働し始めていることから、より一層のシェア争いとか価格競争の激化が予想されます中、原材料及び燃料価格等の上昇によって、大幅に収益が圧迫されているのが現状ではないかなと思っております。ますます中小企業にとっては厳しい局面を迎えることが考えられると思います。

この収入の減少イコール排水量の減少でございますけれども、現在の企業は、設備投資による節水型マシンの導入であるとか3R運動の推進によって、製造工程の見直し、改良等による節水、それに向けた従業員の意識改革、そして、そういう3R運動によって余剰水をまた戻して使っております。そして、今の社会情勢でございますけれども、用水型産業が非常に衰退をしてくているのが現実ではないかなと思います。ですから今後、私どもの方といたしまして、収入の減少はこのような形で、パーセントの大小はあるとは思いますが、減少を続けていくのではないかなという見通しを持っております。

そして基金への積み増しをもう少しということでございますが、私どもの方は、平成13年に静岡県の方で東海地震における第3次被害想定を出されまして、それに基づいてうちの方もいろいろな精査をして、必要なところは管路の耐震をしていかなければならないということで、現在行っております。しかし、平成13年といたしますと新潟の中越地震の前でございます。中越地震が平成16年10月だったと思います。それ以降にまた、その第3次被害想定を出した状況とは違うところにも被害が出ているので、国土交通省の方でも見直しを行っております。ですから県の方が第3次被害想定を見直しすれば、被害想定が増えるんじゃないかなと予想を立てておりますので、基金はなるべくたくさん、積めるときに積んでおいた方がいいというのが私どもの考えでございます。ですから今後とも基金等は積み立てていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） 大体わかりました。今の最後の基金の問題ですけれども、この間、

柏崎刈羽原発事故や中越沖地震なんか、想定と違った状況が出ていて、原発も停まっちゃってという状況で、もし岳南排水路が多大な被害を受けるとすべての利用企業が停まっちゃうわけでしょう。そういうことがないような準備を進めていくためにも基金はより多く積み立てて欲しいと思います。

前年度に比べて4,000万円くらい剰余金が増えているわけでしょう。繰越金1億800万円の、その内の3,000万円余をもう少し積み上げてもいいかなと私は個人的には思っているんですけども、皆さん方がそれでいいと言えどもというわけにいかないの、了とします。

それで、井出製紙は会社の破産の整理ができていますね。ところが、利久製紙とか嘉栄製紙というのは、井出製紙よりはるか前に破産手続をして、今なお破産の手続の終了がなされていないんですが、その辺の経過というか今後の見通しについて、岳南排水路の持っている債権をどの程度取ってこられるかというか、権利として実現できるのか。井出製紙なんか20%弱ですね、この資料をいろいろ見ると。まあ20%じゃいいほうかなと思っておりますが、この後に残された企業の見通しはいかがですか。

議長（稲葉寿利議員） 参事兼総務課長。

参事兼総務課長（小川佳英君） 済みません、この薄い緑色の資料の3ページをお願いいたします。現在、利久製紙及び嘉栄製紙の2社で約649万余の滞納がございます。このうち嘉栄製紙でございますけれども、嘉栄製紙は平成17年以降ずっと調査をしておるんですけども、先般、任意整理の代理人さんの、竹川弁護士さんの方からうちに報告がございまして、一応嘉栄製紙につきましては任意整理が終了したという報告書を受け取っております。会社も7月18日に既に登記をして解散をしたということです。ただ、任意整理が終了した中で、うちの方は一般債権ですので、配当金はございませんでした。

それから利久製紙でございますけれども、これも今年の8月ごろ、やっと社長にお目にかかることができました、一応見通し等を伺ったんですけども、当該会社は敷地につきましては代物弁済をしておりますので、既に関係取引会社の名義になっております。利久製紙の名義になっておりますのは上の建屋だけでございます。中の設備も目ぼしいものはございませんが、建屋の解体をして鉄くずとして売りたいというお話をその当時社長はしておりました。その当時、鉄くずが非常に高い時代でしたけれども、今日朝のテレビを見ていると、鉄くずが半落して、当時の半分になってしまったというニュースがあったわけなんですけれども、解体費をかけて鉄くずを売っても、そんなに大きな収入がないのではないかと感じております。当該会社につきましてはかなり税金の滞納があると伺っておりますので、一般債権の私どもの方につきましてはなかなか債権が回ってこないのではないかと感じておりま

す。

ちなみに、平成20年度と21年度におきまして両工場の使用料の5年の時効が成立することになりますが、20年度につきましては利久製紙と嘉栄製紙におきまして約530万円、21年度におきましては118万円の債権の時効を迎えることとなりますけれども、嘉栄製紙につきましては会社が既に登記上解散をしたことになっております。残りの利久製紙につきましても、なかなか厳しい状況だと思っております。

以上でございます。

議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） そうすると、嘉栄製紙なんかも解散しちゃっていて、要するに我々の債権はゼロですね。そうすると、20年度中に不納欠損で出てくるということで理解していいわけですか。

議長（稲葉寿利議員） 参事兼総務課長。

参事兼総務課長（小川佳英君） 嘉栄製紙につきましては、一応時効を待ってということもあったんですけども、既に会社がございませんので、取るべき相手がございませんので、できましたら20年度に不納欠損をさせていただきたいと思っております。

1番（鈴木敏和議員） 終わります。

議長（稲葉寿利議員） ほかにありますか。 質疑を終わります。

これから討論に入ります。 討論を終わります。

これから採決に入ります。

認第1号平成19年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算については原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって認第1号は原案どおり認定されました。

日程第6 議第3号平成20年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（補正第1号）

議長（稲葉寿利君） 日程第6 議第3号平成20年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（補正第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） ただいま上程されました議第3号平成20年度岳南排水路管理組合会計補正予算（補正第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。平成20年度岳南排水路管理組合会計補正予算（補正第1号）は、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,891万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億3,891万4,000円とするものでございます。

先ほど、管理者から総括説明がされておりますので、直ちに内容説明をさせていただきます。

議案書の7、8ページをお願いいたします。2 歳入でございますが、4款1項1目前年度繰越金は、決算確定に伴い、補正前の額3,000万円に7,891万4,000円を増額し、1億891万4,000円とするものでございます。

3 歳出でございますが、4款諸支出金1項3目庁舎建設基金積立金は、補正前の額26万3,000円に592万1,000円を増額し618万4,000円とするものです。これは、決算確定に伴い、前年度基金より繰り入れた庁舎建設事業費の執行残額を一時、庁舎建設基金積立金に積み立てるものでございます。

5款1項1目予備費は、補正前の額2,818万2,000円に7,299万3,000円を増額し、1億117万5,000円とするものです。これは、年度の途中でありますので、調整予算として補正をお願いするものでございます。

以上、議第3号平成20年度岳南排水路管理組合会計補正予算（補正第1号）につきまして、ご説明いたしました。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。説明を終わります。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第3号についての質疑を許します。

1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） 歳出で、庁舎建設で600万円余になるんだけど、そのうち一般財源590万円余をまた基金へ積み戻すということですか。そうすると、もう庁舎建設の基金は使わないという意味ですか。

議長（稲葉寿利議員） 参事兼総務課長。

参事兼総務課長（小川佳英君） この積み立てにつきましては、去年、基金からおろしたお金が余ったものですので、その残額を一時、基金に積み立てていただきまして、今年度まだ残っている基金がございますので、利息等の精算もございまして、2月の議会で一応全額をおろさせていただきまして、一般財源と特定財源の構成の調整をとらせていただきたいと思います。いずれにしても庁舎建設基金は、今年度完成をいたしますので、年度末に全額おろさせていただきたいと思っております。

議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） じゃ、建設はその基金から出すけれども、まだ残るということですか。だから2月にそれを一般会計等へ入れて、またどうこうすると理解していいのですか。

議長（稲葉寿利議員） 参事兼総務課長。

参事兼総務課長（小川佳英君） 説明の仕方がちょっと悪くて、申しわけありません。今年、約6,600万円の一般財源を庁舎建設基金のほかにいただいております。庁舎建設基金を一応優先的に使わせていただきまして、一般財源をその分減額をさせていただきたいと思っております。ですから今618万円ございますけれども、さらに2、3万円、現在残っている基金の利息分とあわせて2月に調整をして全額おろさせていただきます。その分は一般財源を減らさせていただいて、特定財源と一般財源の構成比率の調整を2月にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（稲葉寿利議員） ほかにありますか。 質疑を終わります。

これから討論に入ります。 討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第3号平成20年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（補正第1号）は原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決されました。

日程第7 議第4号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する
条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例について

議長（稲葉寿利議員） 日程第7 議第4号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） ただいま上程されました議第4号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の10ページにあわせまして、黄色の議案参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

す。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に基づく条例改正ですが、少子化対策が求められる中、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするために、環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、職員の子が小学校に就学するまでの期間において、1日当たり4時間で週20時間、或いは1日当たり5時間で週25時間などの勤務形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができるものです。

また、職員がこの制度の利用により、処理できなくなる業務に従事させるため、任期付の短時間勤務職員を任用することも出来るものとなっております。

本案は、このような法律の改正に伴い所要の改正を行うものですが、富士市、富士宮市においては、既に平成20年2月議会において、議決され、平成20年4月1日をもって施行されております。

まず、第1条の、岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。改正条項の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案参考資料の1ページをお願い致します。

第1条は、育児休業法が条例に委任している条項の追加、そして文言の整理でございます。

以降の条項ですが、改正後の第2条から第7条までが育児休業関係、第8条から第15条までは新たに制度化された育児短時間勤務関係、第16条から第18条までは育児のための部分休業関係の改正となっております。

第2条第4号は、他の法令を引用する場合に、法令文中で統一的に用いられる形式である、条例番号の記載がなかったため、これを補填するものです。

第6号は、主語を明確にするための文言の整理です。

2ページをお願い致します。第3条第1号は、再度の育児休業をすることができる特別の事情の1つですが、主語を明確にするための文言の整理でございます。

第3号は、負傷等により子を養育することができなくなった職員が、育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合を追加するものです。

第4号は、両親が交代で子を養育するための育児休業の取得又は育児短時間勤務を行うことのできる旨を規定したもので、また、第3号の追加により号の繰り下げをするものです。

第5号については号番号の繰り下げをするものです。

第5条第1号は、主語を明確にする文言の整理をしております。

第6条は、枝番号となっている条番号の整理及び、今回の育児短時間勤務制度の導入に伴い、本条が育児休業に係る規定であることを明確にするため、見出しを改めたものです。

第7条は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について規定したもので

すが、これまでは、育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなすこととされていたものを、100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなすための改正でございます。

また、給与構造改革により、昇給期が年4回から年1回となったため、復帰した日とその後の最初の昇給日に調整ができるように改め、第2項は、昇給期を短縮することがなくなったため、削るものでございます。

次の第8条から第15条までは、育児短時間勤務関係の新たな条文を追加したものです。

第8条は、育児休業法第10条第1項において、育児短時間勤務をすることができない職員を条例で定めることとされていることに基づき、規定したのですが、条例第2条で定める育児休業をすることができない職員と同様の内容で、非常勤職員、臨時職員などを規定しております。

4ページをお願い致します。第9条は、育児短時間勤務の終了後1年を経過しない場合に、再度同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定したもので、第3条に定める再度の育児休業をすることができる特別の事情とほぼ同様の内容となっております。

第1号は、別の子に係る育児短時間勤務を承認したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを規定するものでございます。

第2号は、育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、育児短時間勤務の承認が効力を失った後、休職又は停職の期間が終了したことを規定するものでございます。

第3号は、育児短時間勤務をしている職員が負傷などにより育児短時間勤務の承認が取り消された後、子を養育することができる状態に回復したことを規定するものです。

第4号は、育児短時間勤務の形態を変更する場合は、それまでの勤務形態を取り消した上で、改めて職員から新たな勤務形態を請求してもらい、それを承認することとなることから、当該取り消しの場合は、1年を経過していなくても再度の育児短時間勤務をすることができることとしたものです。

第5号は、両親が交代で子を養育する場合を規定したもので、第6号は、配偶者が負傷又は疾病により入院するなど育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、育児短時間勤務をしなければ、著しい支障が生じることとなったことを規定するものでございます。

第10条は、育児休業法第10条第1項第5号を受けて、変則勤務、交替制勤務職員につ

いての育児短時間勤務の形態を規定したものです。

6ページをお願い致します。第1号は、土日が週休日とならない職場、第2号は交替制勤務において、1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間または25時間となるような勤務形態を規定するものです。

第11条は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続について規定したものです。

第12条は、育児短時間勤務の承認の取消事由について定めたもので、第1号は、子を養育している時間に配偶者が当該子を養育できるようになった場合、第2号は、別の子に係る育児短時間勤務を承認する場合、第3号は、育児短時間勤務の形態を変更する場合を規定しています。

第13条は、育児短時間勤務の承認が失効又は取り消された場合、条例で定めるやむを得ない事情に該当するときは、引き続き育児短時間勤務の例による勤務をさせることができることを受けての規定になります。

第1号は、並立任用において2人の職員で定数1を占めていた育児短時間勤務職員が、フルタイム勤務職員に戻ろうとした際に、過員が生ずる場合、第2号は、育児短時間勤務職員のフルタイム勤務への復帰により当該短時間勤務職員を配置する職がない場合の規定です。

第14条は、管理者が職員に育児休業をさせる、または終了させる場合には、書面で通知しなければならないことを規定しています。

第15条は、育児短時間勤務に伴う、任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について、育児休業に伴い任期を定めて任用された職員の取り扱いと同様に、あらかじめ職員の同意を必要とすることを規定したものです。

第16条は、第7条の条ずれによる条番号の改正とともに、第2号は、部分休業をすることができない職員として、育児短時間勤務をしている職員等を追加する改正、第3号及び第4号は、号番号の繰り下げ及び主語を明確化するための改正であります。

第17条は、第8条の条ずれによる条番号の改正と見出し等の改正であります。

8ページをお願い致します。第2項として、従前の承認要件である「職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間」を削除し、部分休業の承認の要件を緩和した内容を追加するものです。

第18条は、第9条の条ずれによる条番号の改正と共に、部分休業の取り消し事由について、準用先を育児休業から育児短時間勤務の取り消し事由に改正したものでございます。

第19条は、第10条の条ずれによる条番号の改正と併せ、育児休業期間及び部分休業中の給与に関する取り扱いを、富士市職員と同等の取り扱いとなるよう改正するものです。

第20条は、規則への委任規定を追加したものでございます。

次に9ページをお願い致します。第2条、岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

この条例の改正の趣旨ですが、育児のための短時間勤務制度の導入により、常勤のフルタイムから育児短時間勤務への勤務形態の変更に際して、当該職員の勤務時間、週休日の割り振り、年次有給休暇の日数について有利不利が生じないように、勤務時間数に比例した調整を行う仕組みを導入するものです。

また、育児短時間勤務職員の後補充として設けられる任期付短時間勤務職員についても同様の仕組みとするものです。

第2条第2項は、育児の短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間は、短時間勤務の内容に従い、管理者が定めることを追加規定したものでございます。

第3項は、第2項を繰り下げたもので、第4項は、育児短時間勤務職員の後補充として設けられる、任期付短時間勤務職員の勤務時間を、1週間当たり32時間までの範囲内で管理者が定めることを追加規定するものです。

10ページをお願い致します。第3条第1項及び第2項は、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務についての、週休日及び勤務時間の割り振りを追加する改正でございます。

第4条第2項は、変則勤務、交替制勤務における、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りの規定を追加する改正でございます。

第8条第1項及び第2項は、育児短時間勤務職員等に宿日直勤務及び時間外勤務を命ずることができる場合を、公務運営に著しい支障がある場合に限定することを規定したものでございます。

第13条の改正は、育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の付与日数を規定したものでございます。

第1項第1号は、対象となる職員を明確にするための文言の整理でございます。

12ページをお願い致します。第1項第3号は、公庫法の制定により、公庫の予算及び決算に関する法律の内容が沖縄振興開発金融公庫のみを対象としたものになり、法律の名前も変わることから、文言をすり合わせるものでございます。

最後に、議案書の15ページをお開き願います。附則でございますが、第1項は、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

第2項は、勤務時間条例の改正に伴い、引用する条項にずれが生じた、岳南排水路管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第4号についての質疑を許します。

1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） 国の法を適用されるんだけど、岳南排水路組合は国の法律以上の優遇策をとっているという条文はあるんですか。大体国のレベルで終わっちゃっているんですか。

議長（稲葉寿利議員） 参事兼総務課長。

参事兼総務課長（小川佳英君） それはございません。この条文につきましては、管理市であります富士市、富士宮市と全く同様の条文となっています。今回の改正に当たりまして、富士市の担当課の方と十分協議させていただきまして、改正条文をつくらせていただいております。

以上でございます。

議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

1番（鈴木敏和議員） 法律以下なら問題があるけれども、法律を上まわるようなものを適用するなら、もっと子どもがたくさん増えてくるんじゃないかと思う。岳南排水路管理組合だけで増えるわけじゃないけれども。わかりました。

議長（稲葉寿利議員） ほかにありますか。 質疑を終わります。

これから討論に入ります。 討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第4号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例及び岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第5号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて（公共下水道接続に係る取付管）

議長（稲葉寿利議員） 日程第8 議第5号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて（公共下水道接続に係る取付管）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

局長（丸山友則君） 議第5号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについてご説明申

上げます。

議案書の16ページをお開き願います。本案は、管理組合の庁舎改築に伴い、富士市の公共下水道に接続するため、平成19年度に施工した公共下水道取付管を、富士市へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めるものであります。

今回、庁舎を改築するに当たり、本区域は富士市の公共下水道の認可区域外であるため、「合併浄化槽の設置」か「公共下水道に自費をもって取付ける」かを比較検討した結果、公共下水道への接続が得策であると判断し、富士市上下水道部と協議して下水道管を布設いたしました。

施設を譲渡することにより、維持管理は富士市で行われることになるため、管理組合の負担は下水道使用料金のみとなります。また、近隣の方々が本取付管を利用し公共下水道管へ接続することも容易になります。

譲渡する財産の内訳は、内径200ミリの硬質塩化ビニル管及び鋼管計70メートル、マンホール2箇所、取付ます1式でございます。位置図につきましては、次ページにありますのでご参照いただきたいと思います。

以上、議第5号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについてご説明いたしました。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。説明を終わります。

議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第5号についての質疑を許します。 質疑を終わります。

これから討論に入ります。 討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第5号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて（公共下水道接続に係る取付管）は原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり可決されました。

日程第9 議第6号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めることについて

議長（稲葉寿利議員） 日程第9 議第6号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第107条の規定により、6番佐野清明議員の退席を求めます。

（6番 佐野清明議員 退席）

本案について管理者の説明を求めます。

管理者。

管理者（鈴木 尚君） 議第6号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、ご同意を賜りたい監査委員は、議会議員のうちから選出される委員でございます。

先般、管理組合議会議員の任期満了に伴い、同時に議員のうちから選出される監査委員が欠員となっております。これにより、組合規約第11条第2項の規定により、後任委員を選任したく、ご同意を得ようとするものであります。

ご提案を申しあげました佐野清明氏は、これまで富士宮市議会環境厚生委員長、都市建設委員長など多くの要職を歴任し、前監査委員でもあり、人格高潔にして、地方自治はもとより、財務管理、行政運営にも精通されており、本委員として最も適任でありますので、なにとぞ議員各位のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由といたします。

以上です。

議長（稲葉寿利議員） 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関することでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第6号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第6号は原案どおり同意されました。

6番佐野清明議員の入場を求めます。

（6番 佐野清明君 入場）

議長（稲葉寿利議員） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時47分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成20年12月 4日

臨時議長

鈴木敏和

議長

稲葉寿利

会議録署名議員

小山忠之

会議録署名議員

西村綾子
